

労働時間の適正管理における現場管理者の責任

(社)名北労働基準協会 システム事業室長

社会保険労務士 高橋真悟

あなたの部下の労働時間の管理は現場管理者であるあなたがやらなければなりません。当たり前のように聞こえますが、本当に大丈夫でしょうか。この機会に改めて考えていきましょう。

まず、タイムカードにて労働時間を管理していく場合、業務が終了していないにも関わらず、タイムカードを打刻させる、決まった時間がきたら一斉にタイムカードを打刻する習慣があるといったことはないでしようか。また、自己申告にて労働時間を把握している場合も管理者が部下に対し安易に「うまくやれ」「残業が多いと部署としてよくない」「あなたの能力不足が原因で残業になつてている」「残業は命じ

ていない。社員が自発的に行っている「など労働時間の事実を正確に申告させない雰囲気を作り出している」ないでしようか。

さらに残業代の未払いについても給与の支払処理を行う別部署の責任だと考えてはいけないでしようか。給与計算の担当者は従業員の労働時間の実績に基づいて支払処理を行っています。正確な労働時間の情報がなければ正しい残業代を支払うことはできません。つまり、事実ではない労働時間を良しとしている現場管理者は未払残業代を発生させること大きな要因になり、法律違反を助長しているとすることは大きな誤りです。現場管理者が厳しく処分を受けるだけでは、その認識を持つてください。

また、正確な労働時間は把握できない場合、長時間の生産性が向上したように見せかけることや、本当に残業代を抑えること、で会社の業績をあげようとすることは大きな誤りです。現場管理者が厳しく処分を受けるだけではなく、そのような現場管理者の不適切な労働時間管理を放置、黙認、または把握は今まで以上に厳しくなります。



行政も過去に策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日策定）」と改め、労働時間の適正把握は重要な課題であると位置づけていますし、働き方改革は重要な課題であるとします。次回は、平成31年1月29日に開催します。詳しくは、当協会のホームページまたは総合受付（☎052-1961-1666）まで。

愛知県下各労働基準協会では、働き方改革関連法対応のための「労働時間研修」を開催しています。改正を含む幅広い知識を習得し、企業発展につなげる労働時間制度への改善を行い、働き方改革を推進する企業のリーダー等を養成します。次回は、平成31年1月29日に開催します。詳しくは、当協会のホームページまたは総合受付（☎052-1961-1666）まで。

くになります。
労働時間の適正管理とは部下の業務の進捗、配分などをコントロールし、事実に基づいた労働時間を把握した上で、問題を未然に防ぐことを意識してください。

そして、このことは他の誰かがやるものではなく、役職、地位を問わず部下を持つ全ての管理者が取り組まなければならぬことになります。

イラスト・森沢康代